平成２５年（フ）第９４号
長崎県佐世保市天神２丁目19番35号　201、旧住所長崎県佐世保市万徳町８番22号
債務者　一瀬　和仁
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
東京都西東京市北原町１丁目26番１―202号
債務者　岡崎　淳郎
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５０号
静岡県浜松市中区萩丘３丁目18番３号　マローネ萩丘Ｂ101、前住所静岡県浜松市中区小豆餅２丁目13番２号　東海ハイツ２―Ｃ
債務者　アルメイダ　サントスこと　サントス　パウロ　セルジオ　アルメイダ
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５８７号
東京都八王子市片倉町802番地１富士家登ハイツ205号
債務者　蛯名　　修
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９５３号
大阪府池田市井口堂２丁目９番６―146号
債務者　横内　拓美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９７号
大阪市東住吉区桑津３丁目２番27号
債務者　中島　敬子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３号
沖縄県宜野湾市字佐真下58番地３　コーポ城301号
債務者　我如古すみ子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８３号
沖縄県沖縄市与儀３丁目６番２号　メゾンＳ＆ＫマンションＢ棟406
債務者　饒辺　永信
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市喜入町4627番地１
破産者　有限会社さつま断熱工業
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８号
鹿児島県南九州市頴娃町御領5811番地、住民票上の住所鹿児島県南九州市頴娃町別府653番地
破産者　濱田　茂久
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５号
鹿児島県いちき串木野市旭町107番地　ナカヨシコーポ305号
破産者　高比良　洋
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢310番地28
破産者　株式会社亜利寿
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８１号
埼玉県熊谷市三ヶ尻4263番地
破産者　株式会社コスミック
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３２６号
千葉県習志野市藤崎２丁目７番16号　ドーミー津田沼管理人室
破産者　福森　　貴
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２７号
千葉県習志野市藤崎２丁目７番16号　ドーミー津田沼管理人室
破産者　福森眞里子
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７５号
相模原市南区磯部48番地１
破産者　有限会社響商事
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９９号
名古屋市中川区応仁町２丁目23番地の１
破産者　有限会社ちそう屋
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１１号
名古屋市西区花の木２丁目２番１号
破産者　株式会社リンクス
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部